

## 様式第十二（第五十八条関係）（第一面）

## 再生医療等委員会認定事項更新申請書

年 月 日

厚生労働大臣  
地方厚生局長

} 殿

設置者	住 所	法人にあっては、主 たる事務所の所在地	印
氏 名	法人にあっては、名 称及び代表者の氏名		

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第28条第6項において準用する法第26条第2項の規定により申請します。

## 記

## 1 更新を受けようとする認定再生医療等委員会に関する事項

更新を受けようとする認定再生医療等委員会の認定番号及び認定年月日				
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の名称				
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の所在地				
変更内容	変更事項			
	変更前			
	変更後			
審査等業務の対象		<input type="checkbox"/> 第三種再生医療等 提供計画のみに係 る審査等業務を実 施	<input type="checkbox"/>	左記以外
審査等業務を行う体制				
手数料の算定の基準（手数料を徴収す る場合のみ記載）				

## 2 認定再生医療等委員会の連絡先

電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

様式第十二 (第五十八条関係) (第二面)

### 3 委員名簿

様式第十二（第五十八条関係）（第三面）

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「審査等業務を行う体制」の欄には、再生医療等委員会の開催頻度その他の審査等業務に関する事項を記載すること。
- 5 1の「手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。
- 6 3の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。

特定認定再生医療等委員会の場合

- 「①分子生物学等」・・・分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家
- 「②再生医療等」・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
- 「③臨床医」・・・臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師）
- 「④細胞培養加工」・・・細胞培養加工に関する識見を有する者
- 「⑤法律」・・・法律に関する専門家
- 「⑥生命倫理」・・・生命倫理に関する識見を有する者
- 「⑦生物統計等」・・・生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者
- 「⑧一般」・・・①から⑦までに掲げる者以外の一般の立場の者

第三種再生医療等提供計画のみに係る審査業務を行う場合

- 「a, 医学・医療」・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む二名以上の医学又は医療の専門家
- 「b, 法律・生命倫理」・・・法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者  
その他の人文・社会科学の有識者
- 「c, 一般」・・・a及びbに掲げる者以外の一般の立場の者

- 7 3の「再生医療等委員会を設置する者との利害関係」の欄には、再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有している場合は「有」、有していない場合は「無」を記載すること。